

県たばこ税

たばこの売渡し等に対して課税される税金で、たばこを購入する時にその代金の中に含まれているものです。

● 納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者

● 納める額

小売販売業者への売渡し本数 1,000本につき (単位：円)

	現 行	令和元年 10月1日から	令和2年 10月1日から	令和3年 10月1日から
一般品	930	930	1,000	1,070
旧3級品	656	930		

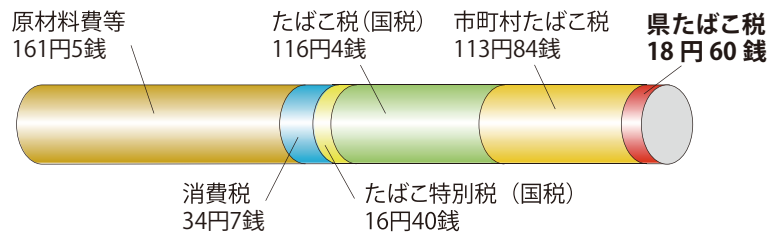
※ 旧3級品：わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマおよびバイオレットの6銘柄

● 申告と納税

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

たばこ1箱(20本入 460円)

県たばこ税等は、たばこを買った場所がある県や市町村の収入となります。



ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

● 納める人

ゴルフ場を利用した者(ゴルフ場の経営者が利用者から徴収して県に納めます。)

● 納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1利用日につき、下の表の税率となります。

等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定めています。

1級のゴルフ場	1,200円
2級 //	1,000円
3級 //	800円
4級 //	400円

〔備考〕 ハーフプレーに対する特例税率

①1日に利用できるホール数が9以内で、かつ、
②その利用料金が通常の利用料金の5割以下の利用については、税率が1/2となります(4級のゴルフ場を除きます。)

● 非課税

- 1 18歳未満の方、70歳以上の方の利用
- 2 身体障害者手帳等の交付を受けている方の利用
- 3 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の競技としての利用
- 4 学生、生徒、児童および引率教員の教育活動としての利用

● 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告して納めます。

● 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の70%の金額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。